2　自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。）に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則6.1.1.2.(a)、6.1.1.3.及び6.1.1.5.の規定（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものにあっては規則6.1.1.3.及び6.1.1.5.の規定）に限る。）に定める基準は適用しないものとし、同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則6.1.2.2.4.2.の規定中「1200㎜」とあるのは「600㎜」と、同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則6.3.1.1.の規定中「２m以上」とあるのは「1.8m超」とそれぞれ読み替えるものとする。

二　（略）

3　（略）

4　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　第１項の後方等確認装置にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に限る。）に定める基準。

二　第２項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものを除く。）にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則15.に限る。）に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、次のとおりとする。

イ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則12.1.に限る。）に定める基準アイポイントは、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2.とすることができ、同別添4.3.のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。

ロ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則15.2.4.1.から15.2.4.6.までに限る。）の規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ハ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則15.2.4.4.に限る。）の規定にかかわらず、同規則15.2.4.2.中「１m」を「２m」に、「５m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ニ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規定にかかわらず、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」4.2.で定める視界範囲を確認できる後写鏡を備える自動車（貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量が7.5ｔを超えるものに限る。）は、同規定の要件に適合するものとみなす。

2　自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。）に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.1.1.2.(a)、6.1.1.3.及び6.1.1.5.の規定（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものにあっては規則6.1.1.3.及び6.1.1.5.の規定）に限る。）に定める基準は適用しないものとし、同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.1.2.2.4.2.の規定中「1200㎜」とあるのは「600㎜」と、同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.3.1.1.の規定中「２m以上」とあるのは「1.8m超」とそれぞれ読み替えるものとする。

二　（略）

3　（略）

4　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　第１項の後方等確認装置にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に限る。）に定める基準。

二　第２項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものを除く。）にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則15.に限る。）に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、次のとおりとする。

イ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則12.1.に限る。）に定める基準アイポイントは、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2.とすることができ、同別添4.3.のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。

ロ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則15.2.4.1.から15.2.4.6.までに限る。）の規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ハ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則15.2.4.4.に限る。）の規定にかかわらず、同規則15.2.4.2.中「１m」を「２m」に、「５m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ニ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規定にかかわらず、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」4.2.で定める視界範囲を確認できる後写鏡を備える自動車（貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量が7.5ｔを超えるものに限る。）は、同規定の要件に適合するものとみなす。